

令和2年(フ)第7890号 破産者 株式会社レナウン

破産法157条の報告書

令和3年3月8日

東京地方裁判所民事第20部合議C係 御中

破産者 株式会社レナウン
破産管財人 永沢 徹

頭書事件について、破産管財人は、破産法第157条1項に規定する事項を以下のとおり報告する。

第1 破産者の概要

1 商号

株式会社レナウン

2 目的

定款記載の事業目的は、衣料等繊維製品及びその原料の製造、加工、売買並びに輸出入等である。

3 資本金の額・株式・株主の状況

(1) 資本金の額

184億7106万0460円

(2) 株式

発行可能株式数	3億2000万株（普通株式）
発行済株式総数	1億0130万7449株 (令和2年6月17日現在、自己株式18万1072株含む。)
単元株式数	100株
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部（令和2年6月16日上場廃止）

(3) 株主

令和2年6月17日現在の破産者の株主数は、4万5097名で

ある。

(4) 関連会社

再生手続開始時点での破産者の関連会社は、次のとおり、親会社2社及び子会社11社である。

①親会社

名称	住所	議決権の所有割合
北京如意時尚投資控股有限公司	中華人民共和国北京市	53.094%（間接所有32.962%）
山東如意科技集團有限公司	中華人民共和国山東省	32.962%

②子会社・孫会社（直接・間接での破産者の持株比率100%）

名称	事業概要
(株)レナウンインクス	破産者のソックス・インナー・ナイティ事業を分社化。
(株)REDUインターフェイス	破産者から商品を仕入れ催事事業を営む。
(株)レナウンハートフルサポート	障害者を雇用し破産者から各種業務を受託。
(株)レナウンアパレル科学研究所	破産者から品質検査業務を受託。
(株)レナウンエージェンシー	破産者の従業員向けに保険業務等を営む。(株)REDUインターフェイスの子会社で、破産者の孫会社にあたる。
(株)ローゼ	山口県岩国市所在。かつて破産者から生産を受託していたが、再生手続開始時には休眠会社。
(株)アズール	福島県麻耶郡西会津町所在。破産者から衣類の生産を受託。
(株)ダーバン宮崎ソーイング	宮崎県日南市所在。破産者から衣類の生産を受託。
ブレードブレー(株)	福島県白河市所在。破産者から衣類の生産を受託
I.D.D Italia S.R.L	イタリア法人。破産者に対し服地等を卸す。
RENOWN I.F.G HONGKONGLIMITED	香港法人。かつてアクアスキュータムの商標権譲受にあたり受け皿となつたが、再生手続開始時には休眠会社。

第2 破産手続開始に至った事情

1 再生手続開始に至った事情

破産者は、創業118年の歴史を有し、紳士及び婦人衣服の企画・生産・販売事業を営んできた我が国を代表するアパレル企業の1つであり、再生手続開始当時、「ダーバン」「アクアスキュータム」「アーノルドパーマータイムレス」「シンプルライフ」等を主要ブランドとして、多数の品目を取り扱っていた。

破産者は、沿革的に百貨店への御売を主体としていたところ、バブル景気の崩壊以降、長年に亘る我が国の衣料品小売市場及び百貨店の

販売高の顕著な縮小傾向の影響を受けて、破産者の利益も縮小を続けることとなり、連結ベースでは平成31年2月期から2期連続の営業赤字を計上し、単体ベースでは平成29年2月期から4期連続の営業赤字を計上していた。

また、破産者は、平成22年に中国の繊維大手である山東如意科技集團有限公司（以下「山東如意」という。）に対して第三者割当増資を実施して山東如意グループの一員となり、以来、グループ間でも取引を行っていた。かかるグループ間取引の一環として、破産者は、山東如意の香港子会社である恒成國際發展有限公司（以下「香港恒成」という）との間で羊毛や綿糸等の原料の販売取引を行い、香港恒成に対して売掛債権を有していたところ、令和元年12月期に支払期限の到来した売掛債権の回収が滞る事態が発生し、貸倒引当金繰入額5,324百万円を計上し、8,309百万円の営業損失を計上することとなった。

破産者は、香港恒成及びその債務を保証していた山東如意の両社に対して、上記の売掛債権の支払を督促したが、その債務の大半は返済されなかつたため、破産者の資金繰りは著しく悪化することとなり、破産者（単体）の現金及び現金同等物の期末残高は、令和元年12月期には1,418百万円（平成31年2月期の同残高比△3,227百万円、但し預金担保に供されていた定期預金2,012百万円を控除した額）まで減少した。

こうしたなか、令和2年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により、消費者の百貨店等における購買意欲は大きく減退し、破産者の月次売上高は大きく落ち込むこととなつた。さらに令和2年4月7日には、政府より緊急事態宣言が発令され、百貨店や量販店はそのほとんどが閉店する事態となつた。破産者の主要販路は、百貨店、量販店及びショッピングモール内に出店している小売店であるため、これらの施設が休業したことによって、売上がほぼ見込めない状況に陥り、破産者（単体）の現預金残高は、令和2年2月以降、急速に減少した結果、令和2年4月末日には698百万円（預金担保に供している定

期預金1,092百万円控除後の額)となつた。

破産者は、急速に現預金残高が減少する中、金融機関に新規融資を依頼したが、既に令和元年12月期において2期連続で経常損失を計上していた破産者に対する融資に応じる金融機関はなかつた。また、破産者は、親会社である山東如意にも支援も要請したが、その支援を得ることはできなかつた。

以上の結果、破産者は、令和2年5月15日が支払期日となつてゐる支払手形合計87百万円の決済資金を調達することが困難となり、仮に同手形を決済しようとすれば、同日以降、事業の継続に必要不可欠な運転資金を欠くこととなつた。

このため、破産者は、再生手続開始の申立てを模索したが、自ら申立てをすることは親会社である山東如意から派遣された取締役の賛成が得られず、止む無く、破産者に対して短期貸付金債権(625百万円)を有する関係にあった株式会社レナウンエージェンシー(破産者の子会社である株式会社REDUインターフェイスの子会社)が、令和2年5月15日、御府に対し、破産者を相手方として、再生手続開始の申立て(債権者申立て)を行つた。

かかる再生手続開始の申立てを受け、同日、再生手続開始決定とともに、管理命令が発令され、当職が管財人に選任された。

2 再生手続の概要

破産者の再生手続が開始した令和2年5月15日当時、新型コロナウイルス感染拡大、それに続く緊急事態宣言の発令の影響により、百貨店、量販店及びショッピングセンターの多くが休業し、破産者は、売上がほぼ見込めず、資金繰りがひっ迫し、同年6月中にも資金ショートを起こすおそれのある状況であった。

当職は、かかる状況の下、資金繰りを改善すると共に、破産者の事業の再生を図るべく、次の管財業務を行つた。

(1) 在庫商品の換価

緊急事態宣言解除後の百貨店、量販店及びショッピングセンター等の営業再開にあわせ、大規模なクリアランスセールを実施し、在

庫商品の換価を行った。

その結果、破産手続開始時までに在庫商品の換価を完了させ、約99億7000万円を売り上げ、破産者の資金繰りに組み入れた。

(2) 売掛金の回収・遊休資産の売却

売掛金約19億2000万円を回収し、遊休資産となっていた不動産及び有価証券を約2億5000万円で売却し、それぞれ破産者の資金繰りに組み込んだ。

(3) 運営経費の大幅な圧縮

資金繰り改善策の一環として、資金の流出を最小限に止めるべく、次のように、各種の運営経費を大幅に圧縮した。

ア 新たな生産の停止

再生手続開始当時、破産者には豊富な在庫商品があったことから、仕入れに伴う資金流出を止めるべく、新たな生産を停止した。

イ 事業所等の整理・縮小

固定経費である賃料負担を抑えるため、賃借建物である東京都江東区所在の本社事務所の一部につき、賃貸借契約を解除し、これを返還したほか、令和2年10月には事業規模の縮小に伴い大阪支店及び福岡営業所を閉鎖し、それぞれの賃貸借契約を解除して、賃借建物を返還した。

また、同じく賃借建物である千葉県習志野市所在習志野倉庫の一部及び埼玉県秩父郡小鹿野町所在の秩父倉庫の全部につき、賃貸借契約を解除し、これを返還した。

ウ 不採算店舗等の閉鎖

再生手続開始時に破産者の店舗・売場は約2210店あったが、不採算又は立地条件や利幅が低いなどの理由によりスポンサーへの承継が見込めない店舗・売場につき、順次、賃貸借契約等を解除し、閉鎖を進めた。

エ 人員の削減

新たな生産の停止や不採算店舗等の閉鎖を通じ、人員に余剰が生じたため、破産者及びその関係会社の従業員に対し、令和2年

6月、希望退職の募集を実施した。

また、不採算店舗等の閉鎖の拡大や後述する残存ブランドの撤退に伴い、引き続き人員に余剰が生じたため、労働組合との間で団体交渉を行い、その理解を得つつ（再生手続開始以降、労働組合との間で15回にわたる団体交渉を行っている。）、破産者及びその関係会社の従業員を対象にして、毎月末に整理解雇を実施した。

その結果、令和2年5月末に3991名在籍していた破産者グループの従業員は破産手続開始時には388名へ減少した。

(4) DIPファイナンスによる融資枠の確保

当職は、再生手続開始時における極めて厳しい破産者の資金繰り状況に鑑み、万一の不測の資金需要に備え、御府の許可を得て、株式会社三井住友銀行からDIPファイナンスによる融資枠（20億円）の設定を受けた。

幸い、上記（1）乃至（3）の施策等が奏功し、徐々に破産者の資金繰りが好転したため、DIPファイナンスの融資枠を利用する事態は生じなかったが、融資枠確保の事実が大きく報道され、破産者の信用補完に寄与することとなった。

(5) スポンサー選定

ア 破産者

上記の資金繰りの改善策を講じると同時に、破産者の事業再生を図るべく、スポンサー選定手続を開始することとし、28社へ募集要項を配布し、令和2年5月28日を参加表明入札期限、同年6月19日を意向表明書提出期限として、入札を実施した。

入札の結果、複数社からの意向表明があったが、ブランド毎に適切な事業譲渡先を選定することが最も事業価値が高く評価され弁済率の最大化に資すると判断し、ブランド毎に事業譲渡する方針の下、スポンサー候補者との交渉を行った。

最終的には、「アクアスキュータム」、「ダーバン」及び「スタジオバイダーバン」の事業については、小泉グループの事業会社

である株式会社オッジ・インターナショナルをスポンサーとして選定し、令和2年8月21日、事業譲渡代金を10億円（税別）として、同社との間で事業譲渡契約を締結した。

また、「シンプルライフ」及び「エレメントオブシンプルライフ」の事業については、小泉グループの事業会社である小泉アパレル株式会社をスポンサーに選定し、令和2年8月21日、事業譲渡代金を1億円（税別）として、同社との間で事業譲渡契約を締結した。

他方で、「アーノルドパー・マータイムレス」の事業については、スポンサーの選定手続を実施したが、ライセンサーとの協議の結果、スポンサーの選定には至らなかった。

イ 破産者の子会社

破産者のスポンサー選定と並行し、子会社単独でもスポンサー選定を行っていたところ、株式会社レナウンインクス（以下「インクス」という。）については、3社から意向表明があったが、アツギ株式会社（以下「アツギ」という。）をスポンサーに選定し、インクスの全株式及び破産者のレナウンに対する貸付債権を譲渡するべく、同年8月20日、株式譲渡・債権譲渡代金を9億5000万円（税込。令和2年10月1日にうち7億6000万円、令和2年12月25日にうち1億9000万円が入金。）として、同社との間で株式譲渡・債権譲渡契約を締結した。

また、株式会社レナウンエージェンシーのうち、保険事業については、2社から意向表明があったが、銀泉株式会社をスポンサーに選定し、令和2年9月28日、事業譲渡代金を3000万円（税別）として、同社との間で事業譲渡契約を締結した。

さらに、株式会社REDUインターフェイス（以下「REDI」という。）のうち、外レジ事業（催事事業のうち催事に来場した客と直接売買代金の決済が行われるもの）については、3社から意向表明があったが、シーアイ・ショッピング・サービス株式会社をスポンサーに選定し、令和2年10月9日、事業譲渡代金を

1億2000万円（税別）として、同社との間で事業譲渡契約を締結した。

一方、その他の子会社については、スポンサー選定に至らなかつた。

(6) 残存ブランドの撤退

「アーノルドパー・マータイムレス」を含め、スポンサー選定に至らなかつたブランドについては、店舗の賃貸借契約を解除し、賃貸人と交渉の上、原状回復を行う等、撤退を進め、再生手続廃止までにこれを完了した。

その結果、再生手続開始時に約2210店あった店舗・売場は、破産手続開始時には、スポンサーに承継された318店を除き、0店となり、保証金・敷金約9000万円を回収し、破産者の資金繰りに組み込んだ。

また、撤退したブランドの商標権については、譲渡希望があつたことから、最も高額の提示をした購入希望者に対し、それらを売却し、売却代金約4500万円を破産者の資金繰りに組み込んだ。

(7) 残存子会社の処理

破産者の子会社は、全株式を譲渡したインクスを除き、いずれも全体のスポンサーを選定するに至らなかつた。

このため、株式会社レナウンハートフルサポート、株式会社レナウンアパレル科学研究所、株式会社レナウンエージェンシー、株式会社アズール、ブレードブレー株式会社及び RENOWN I.F.G HONGKONGLIMITED については、清算手続を開始し、現在も同手続が継続している。

また、株式会社ローゼについて、破産手続開始の申立てを行い、令和2年7月30日、破産手続開始決定を受け、同年12月9日、異時廃止決定を受けた。

さらに、株式会社ダーバン宮崎ソーアイングについては、再生手続開始の申立てを行い、令和2年6月5日、再生手続開始決定を受けたが、同年8月31日、再生手続廃止決定を受け、同年9月24日、

破産手続に移行し、現在も同手続が継続している。

(8) 未払賃金等の支払い

再生手続開始直後において、破産者の資金は欠乏していたことから、令和2年の5月支払分、6月支払分の賃金について一部支払いの留保を行わざるを得なかつたが、これらの留保分は、7月又は8月において支払われている。

また、退職金についても、同様に再生手続開始後は支払いを留保していたが、再生手続廃止時までの退職者に対しては同手続廃止時までに支払っており、また、破産手続開始後の退職者に対しては、財団債権部分を所定の支払日までに支払っている。

(9) 山東如意グループに対する請求

山東如意を連帶債務者とする香港恒成に対する約53億2400万円の債権、山東如意の子会社であるトリニティグループに対する約4億1300万円の債権及び北京瑞納如意時尚商貿有限公司（通称「北京レナウン」）に対する1500万円の債権の回収については、御府の許可を得て、北京オフィス等の中国オフィスを有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所に委任した。

3 破産手続に移行した経緯

破産者では、スポンサーへの事業譲渡及び残存ブランドの撤退の結果、令和2年10月末までに実質的な営業活動が終了し、今後、再生手続期間中に破産者に生じる手続費用や公租公課の負担を踏まえると、再生手続を継続しても破産手続による配当を上回る再生計画案の作成の見込みがなく、牽連破産手続を開始することが債権者一般の利益に資するものと認められた。

このため、当職は、御府に対し、再生手続の廃止を上申したところ、御府は、令和2年10月20日、再生手続廃止を決定し、同年11月27日、破産手続開始を決定した。

第2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

1 概要

当職は、令和2年1月27日付け破産手続開始決定に伴い破産者の破産管財人に選任され、再生手続の管財業務に引き続き破産手続の管財業務を実施した。

令和3年3月8日現在における破産財団の状況は、別紙収支計算書記載のとおりであり、破産財団の収集額は61億6226万7555円である。

当職において、破産手続開始決定後に処理にあたった管財業務のうち、主なものは以下のとおりである。

2 管財業務

(1) 現預金の引継

再生手続における収支の残高である30億9386万6509円を現預金として引き継ぎ、破産財団に組み入れた。

なお、再生手続開始時から破産手続開始時までに、前述した再生手続の管財業務の結果、現預金としては約21億円の増加があった。

(2) 売掛金の回収

再生手続に引き続き、百貨店・量販店等に対する売掛金の残金に関する交渉を行い、4億0067万9908円を回収し、破産財団に組み入れた。

(3) 株式譲渡・株式譲渡代金残金等の回収

アツギから、前述のインクスに関する株式譲渡・債権譲渡代金の残額1億9000万円を回収し、破産財団に組み入れた。

(4) インクスに対する貸付金の回収

破産者の子会社であったインクスは自ら出納機能を持たず、これを破産者に委託し、破産者はインクスからの委託を受けて立替払いを行い、立替払い分をインクスに対する貸付金として処理していた。

破産者は、アツギに対するインクス株の譲渡に伴い、令和2年5月31日までに発生した破産者のインクスに対する貸金債権を譲渡したが、同年6月1日以降に発生した貸金債権を精算の上、7億9727万8190円を回収し、破産財団に組み入れた。

(5) 不動産の売却

破産者は福島県いわき市所在の工場を所有し、これをインクスに賃貸していたが、その土地・建物を第三者に売却し、1億731万9022円を破産財団に組み入れた。

(6) 保証金・敷金の回収

再生手続において賃貸借契約を解除していた店舗等のうち、保証金・敷金の回収が未了であったものつき、賃貸人等との交渉を継続の上、2701万3996円を回収し、破産財団に組み入れた。

(7) 立替金の回収

子会社、スポンサー及び業務委託先等に対する立替金14億6305万0693円を回収し、破産財団に組み入れた。

(8) 子会社清算配当金の回収

子会社である株式会社レナウンハートフルサポート及びブレードブレー株式会社の清算配当金4688万2500円を回収し、破産財団に組み入れた。

(9) その他の回収

このほか、ゴルフ会員権売却、商標権売却、保険解約返戻金返還及び税金還付等により、合計1823万0315円を回収し、破産財団に組み入れた。

第3 177条1項の規定による保全処分又は178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職が本日まで調査した結果、北畠稔、神保佳幸及び毛利憲司の各取締役については、親会社である山東如意の子会社香港恒成との間で行われていた三国間貿易に関し、売掛金の回収可能性に問題があったにもかからず、漫然とこれを実行承認し、売掛金の回収が不能となつた結果、破産者に損害を与え、善管注意義務に違反する違法な業務執行があつたと認められ、178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情が認められる。

このためは、当職は、令和3年3月4日、御庁に対し、同項の規定による責任査定申立てを行つた。

なお、邸亜夫ら山東如意グループ出身の取締役に対する役員責任追及については、山東如意グループからの債権回収とともにアンダーソン・毛利・友常法律事務所に委任しており、178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情は認められない。

また、上記各取締役は、破産者が加入している役員賠償責任保険の被保険者であるため、177条1項に規定する保全処分を必要とする事情は認められない。

第4 債権届出の概要

破産者への破産債権（優先的破産債権を除く）の届出は、令和3年3月8日現在、848件合計82億2979万8550円及び額未定である。

第5 今後の管財方針

今後の主たる管財業務は、①山東如意に対する連帶保証債務履行請求権の追及、②北畠稔、神保佳幸及び毛利憲司の各取締役に対する役員責任査定の完遂、③子会社における清算手続の結了、④本社事務所の明渡し、⑤その他残務の処理、である。

また、破産財団の収集額から支出を控除した残高は、令和3年3月8日現在、42億7996万2759円であって、財団債権及び優先的破産債権の弁済をした後、一般配当を行う方針である。なお、上記①～④の遂行によって破産財団が増殖する可能性があることから、差し当たっては現時点での破産財団を前提として中間配当を行い、その後、管財業務の完了時に最後配当を行う方針である。

以上

財産目録
(開始決定日= 令和2年11月27日現在)

破産管財人 弁護士 永沢 徹

資産の部

(単位:円)

番号	科 目	簿 値	評価額	備 考
1	現預金(6行・11口座)	3,093,866,509	3,093,866,509	
2	売掛金回収	6,674,567,643	407,659,908	¥7,000,000は4月以降の回収見込み
3	債権譲渡代金 アツギ株式会社	190,000,000	190,000,000	R2.8.17財産処分許可
4	貸付金回収 株式会社レナウンインクス	797,278,190	797,278,190	
5	不動産売却代金 土地および建物/福島県いわき市小名浜島	38,810,673	107,319,022	R2.12.22資産売却許可
6	ゴルフ会員権売却代金 大月カントリークラブ	4	11,280,000	R2.11.5和解許可
7	商標権売却 「(株)REDUインターフェイス」関連	0	1,210,000	
	「AAPデザイン商標権売却」	0	110,000	R3.1.6財産処分許可
		0	1,100,000	R3.2.12財産処分許可
8	店頭売場資産売却 店頭機器等	2,233,935	2,233,935	
9	保証金・敷金・預納金 株式会社東京ビッグサイト 相鉄ビルマネジメント株式会社 J Pビルマネジメント株式会社 イオンリテール株式会社 株式会社オヌキ 株式会社阪急阪神百貨店 ちはら台マネージメント合同会社 本巣マネジメント合同会社 特許庁 株式会社大丸松坂屋百貨店 株式会社エコ配 社宅/5件	349,408,154	147,013,996 120,000,000 5,392,967 4,719,779 4,157,636 3,126,101 2,907,000 1,652,347 1,514,072 1,171,600 845,133 600,000 927,361	差額は原状回復費用、違約金、修繕費等相殺 回収時期:3月中旬以降
10	関係会社等立替金回収 株式会社REDUインターフェイス 株式会社レナウンアパレル科学研究所 レナウングループ健康保険組合 レナウン労働組合 株式会社レナウンインクス 株式会社オッジ・インターナショナル 小泉アパレル株式会社 株式会社タイセイロジテム	1,523,330,092 971,257,166 45,490 3,825,994 5,100,297 291,493,157 58,943,796 123,424 192,540,768	1,523,330,092 971,257,166 45,490 3,825,994 5,100,297 291,493,157 58,943,796 123,424 192,540,768	回収時期:3月中旬以降(¥57,100,000) 回収時期:3月中旬以降(¥3,175,364)
11	保険解約返戻金 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社	5,612,615 5,598,245 14,370	5,612,615 5,598,245 14,370	
12	子会社清算配当 株式会社REDUインターフェイス 株式会社レナウンハートフルサポート 株式会社レナウンアパレル科学研究所 株式会社レナウンエージェンシー	371,246,009 339,307,293 10,000,000 10,000,000 0	211,979,889 105,600,428 26,511,808 21,163,314 37,140,272	回収時期:5月以降 ¥1,193,375は6月以降回収 回収時期:5月以降 回収時期:6月以降
13	労働保険料還付	11,938,716	21,564,067	回収時期:3月中旬以降
14	税金還付 消費税 事業税	20,000,000 82,389,017 110,320,843	20,000,000 82,389,017 110,320,843	回収時期:4月以降 ¥110,297,943は4月以降回収
15	その他(雑収入等)	18,246,422	18,246,422	
	資産合計	15,370,208,682	6,729,740,438	

負債の部

(単位:円)

番号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	普通破産債権(別除権付債権を除く) 別除権付債権	8,218,756,649 (3,580,143)	8,025,211,193	
	負債合計	8,218,756,649	8,025,211,193	

収支計算書
(期間 令和2年11月27日 ~ 令和3年3月8日)

令和2年(フ)第7890号

破産者 株式会社レナウン

破産管財人 弁護士永沢徹

収入の部

(単位:円)

番号	摘要	金額
1	現預金	3,093,866,509
2	売掛金回収	400,679,908
3	債権譲渡代金 アツギ株式会社	190,000,000
4	貸付金回収 株式会社レナウンインクス	797,278,190
5	不動産売却代金 土地および建物/福島県いわき市小名浜島	107,319,022
6	ゴルフ会員権売却代金 大月カントリークラブ	11,280,000
7	商標権売却 「(株)REDUインターフェイス」関連	1,210,000
	「AAPデザイン商標権売却」	110,000
8	保証金・敷金 相鉄ビルマネジメント株式会社	1,100,000
	J Pビルマネジメント株式会社	5,392,967
	イオンリテール株式会社	4,719,779
	株式会社オヌキ	4,157,636
	株式会社阪急阪神百貨店	3,126,101
	ちはら台マネージメント合同会社	2,907,000
	本巣マネジメント合同会社	1,652,347
	特許庁	1,514,072
	株式会社大丸松坂屋百貨店	1,171,600
	株式会社エコ配	845,133
	社宅/5件	600,000
		927,361
9	関係会社等立替金回収 株式会社REDUインターフェイス	1,463,050,693
	株式会社レナウンアパレル科学研究所	971,257,166
	レナウングループ健康保険組合	45,490
	レナウン労働組合	3,825,994
	株式会社レナウンインクス	5,100,297
	株式会社オッジ・インターナショナル	234,393,157
	小泉アパレル株式会社	55,768,432
	株式会社タイセイロジテム	119,389
		192,540,768
10	保険解約返戻金 三井住友海上火災保険株式会社	5,612,615
	損害保険ジャパン株式会社	5,598,245
		14,370
11	子会社清算配当 株式会社レナウンハートフルサポート	46,882,500
	ブレードブレー株式会社	25,318,433
12	税金還付 事業税	21,564,067
		127,700
13	その他(雑収入等)	17,946,422
	合計	6,162,267,555

支 出 の 部

番号	摘要	金額
1	買掛金支払	5,055,584
2	人件費（社会保険料含む） 給与 退職金	367,542,896 730,062,434
3	税金納付 法人税 消費税 所得税 住民税 事業所税 印紙税	173,251,200 82,049,100 14,305,814 13,801,500 7,927,200 2,800
4	地代家賃	195,988,670
5	電算機費	112,257,302
6	物流費・配送費	121,147,569
7	販売促進費（ECサイト運営等）	31,163
8	売場設備費（売場撤退費用等）	2,043,900
9	庶務費・法務雑費	36,982,679
10	通信費・水道光熱費	6,642,850
11	その他（旅費・業務委託費・手数料・雑損失等）	13,212,135
合 計		1,882,304,796
差引残高		4,279,962,759

令和 2 年 (フ) 第 7890 号
破産者 株式会社レナウン

【破産】貸借対照表
(作成日 = 令和2年11月27日現在)

破産管財人弁護士 永沢 徹

資産の部		負債の部		(単位:円)	
番号	科目	評価額 (財団組入見込額)	番号	科目	評価額 (財団組入見込額)
1	現預金(6行・11口座)	3,093,866,509	1	一般破産債権 (別除債権付債権を除く)	8,025,211,193
2	売掛金回収	407,659,908	2	優先的破産債権(労働債権)	223,886,574
3	債権譲渡代金	190,000,000	3	財団債権(公租公課)	296,732,214
4	貸付金回収	797,278,190	4	財団債権(労働債権その他)	1,201,833,250
5	不動産売却代金	107,319,022	5	財団債権(公共料金その他)	582,279,737
6	ゴルフ会員権売却代金	11,280,000	6	(別除債権付債権)	(3,580,143)
7	商標権売却	1,210,000			
8	店頭売場資産売却	2,233,935			
9	保証金・敷金・予納金	147,013,996			
10	関係会社等立替金回収	1,523,330,092			
11	保険解約返戻金	5,612,615			
12	子会社清算配当	211,979,889			
13	労働保険料還付	20,000,000			
14	税金還付	192,709,860			
15	その他(雑収入等)	18,246,422			
資産合計		6,729,740,438	負債合計		10,329,942,968

差引 資産不足額 3,600,202,530